

大和市告示第59号

大和市福祉車両利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市福祉車両利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市福祉車両利用助成事業実施要綱（平成21年大和市告示第94号）の一部を次のように改正する。

第1条中「や」を「、」に、「など」を「その他の」に改め、「、障害者の」を削る。

第5条ただし書中「同意により」を「同意に基づいて」に改め、「課税台帳等により」の次に「本人の課税状況の」を加える。

第6条第3項を次のように改める。

3 市長は、決定を受けた対象者が毎年3月1日から同月15日までの間に前々年の所得についての市民税非課税証明書を提出した場合（本人の同意に基づいて市の課税台帳等により本人の課税状況の確認ができる場合を含む。）は、同年3月末日までに次年度の利用券を12枚送付するものとする。

第10条第2項を削る。

第11条第1項中「、又は前条第2項の規定による届出がないとき」を削る。

第13条第2項中「6, 150円」を「次の各号に掲げる目的地の区域に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 市内又は隣接する市若しくは区の区域 6, 440円

(2) 前号以外の区域 7, 440円

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。